

諏訪地域6市町村任意合併協議会 設立総会が開催されました



10月24日、諏訪地域6市町村による任意合併協議会の設立総会が諏訪市役所大会議室で行われました。

設立総会では、この協議会の規約や役員、基本方針、運営方針などが承認されました。

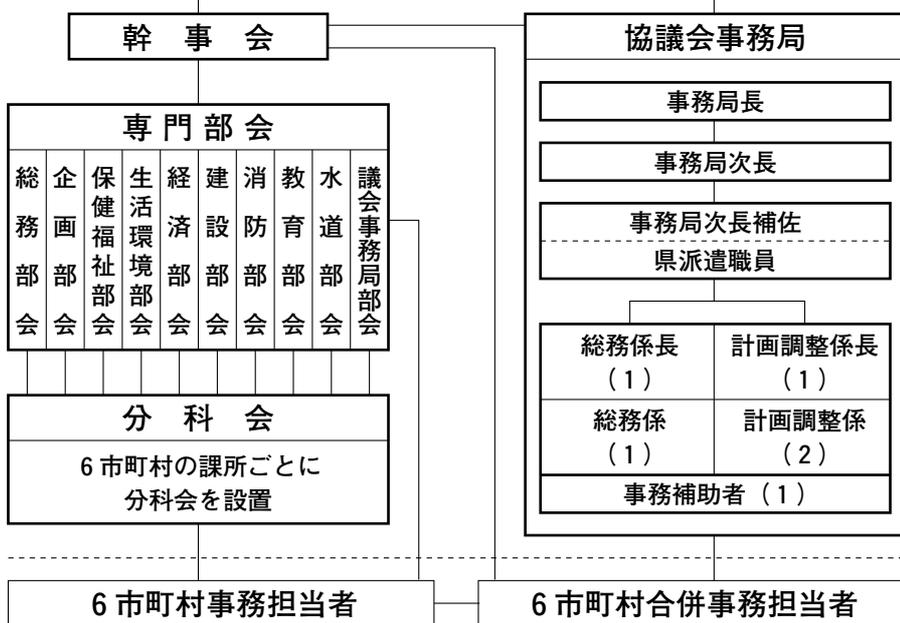
これまで…

諏訪地域6市町村では、6市町村長および議員代表による「合併問題検討委員会」が今年7月から9月まで4回行われ、任意合併協議会の組織、規約や委員構成の検討、合併協議の確認事項（案）や事務事業の調整方針（案）など協議され、設立に向けた準備を進めてきました。

諏訪地域6市町村任意合併協議会

行政側委員……2名×6市町村
議会側委員……3名×6市町村
住民代表委員…3名×6市町村
広域住民代表委員（JA2名、JC1名）…3名

新市建設計画案策定小委員会
助 役…1名×6市町村
議会議員…1名×6市町村
住民代表…2名×6市町村



任意合併協議会は、6市町村長、助役、議会議員各3名、住民代表21名で組織されます。また、付属機関として、6市町村の助役、議会議員各1名、住民代表12名による新市建設計画案策定小委員会を設置されました。

(図)

任意合併協議会の組織



◀11月1日任意合併協議会事務局が上諏訪駅前に設置されました。
 諏訪市諏訪1-14-10 (旧新潟中央銀行ビル2階)
 ☎ 56-2115・FAX 56-2116

諏訪地域6市町村任意合併協議会の基本方針

- 1 合併の方式は、新設（対等）合併とする。
- 2 合併の時期は平成17年3月31日を目途とし、具体的な協議を進める。
- 3 新市において旧市町村ごとの特色が最大限に発揮できるよう、地域コミュニティ及び地域自治の充実を図るため分権型合併などについて検討する。
- 4 新市における、財政基盤の堅持のため、各市町村は健全財政を堅持するものとする。特に新市への負担となる公債費及び起債制限比率の抑制に努めるものとする。

承認事項

設立総会では、平成17年3月末までの合併を目途として、協議会規約、合併問題検討委員会で合意された4項目の基本方針、6項目の事務事業の調整方針等が承認されました。

事務事業の調整方針

- 1 住民生活に支障のないように速やかな一体性の確保に努める
住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、各種施設の利用など、住民生活に密着する事項については、住民生活に支障や混乱をきたさないよう、速やかな一体性の確保に努めるものとする。
- 2 住民サービスは、現行の水準を低下させないよう、可能な限り高い水準に合わせ、住民福祉の向上に努める
現在6市町村の行っている保健・福祉等の各種行政サービスについては、そのサービスに差異があるものについては、現行のサービス水準を低下させないことを原則として、可能な限り高い水準に合わせて調整に努めるものとする。

3 住民負担は公平負担の原則に立ち、可能な限り低い水準に合わせ、かつ行政格差を生じないよう努める
地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について、「公平負担」の原則に立ち、可能な限り低い水準に合わせ、住民に不満感を与えないよう十分配慮

- 4 新市の健全財政に努める
新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に即応した健全財政に努めるものとする。

- 5 行政改革を進め、事務事業の見直しに努める
常に行政改革の視点に立って、調整に努めるものとする。
- 6 公共的団体の一本化に努める
土地開発公社、社会福祉協議会等公共的団体の一本化に努める。

これから…

今後、月1回任意合併協議会を開催し、合併の必要性、効果、まちづくり構想、新市将来構想等の協議を進めていきます。この協議会は公開で行われますので自由に傍聴できます。

●第2回任意合併協議会
 日時 11月28日(木)午前10時
 場所 諏訪市役所5階大会議室

合併懇談会 ～躍進のための選択～

今回は、市町村合併を契機として近代工業化とまちづくりを効果的に行った、岩手県北上市の合併当時の市長「高橋盛吉先生」にご講演いただきます。多数のご聴講をお待ちしています。

日時 11月22日(金)

午後7時～

場所 カノラホール

小ホール(入場無料)

演題 「合併とまちづくり」

講師 たかはしもりよし
高橋盛吉先生

(前岩手県北上市長)

問合せ 市企画部 広域合併推進室

☎ 23-4811 (内線1523)

FAX 24-0689

E-mail: kk@city.okaya.nagano.jp

